

平成 30 年度岩美町ごみ収集運搬業務(11 月から 3 月)

委託業務仕様書

1 委託業務内容

(1) 業務範囲

岩美町内の家庭等から排出される一般廃棄物及び事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物を収集する。

収集は午前 8 時から開始し、収集品目ごとの搬入先及び搬入時間は下記のとおりとする。

収集品目	搬入先	搬入時間
可燃ごみ	鳥取市神谷清掃工場	(月～金曜日) 8:30～12:00 13:00～16:30 (土曜日) 8:30～12:00
資源ごみ	鳥取県東部環境クリーンセンター (リファレンいなば)	(月～金曜日)
小型破碎ごみ		8:30～12:00
大型資源ごみ		13:00～16:00
ペットボトル		
食品トレイ		
乾電池類		
プラスチックごみ	いなばエコ・リサイクルセンター	(月～金曜日) 8:30～12:00 13:00～16:00
古紙類	岩美町ストックヤード	町が指定する時間

なお、臨時にその他必要に応じて収集運搬を指示することがある。

(2) 委託期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 ヶ月間とする。

入札による受託者決定の日から、平成 30 年 10 月 31 日までの間は、新しいごみ収集車の納車準備期間とする。

ごみ収集車の償却期間を 5 年とするため、次年度(平成 31 年度)以降 4 年間及び 5 年後の 4 月～10 月(7 ヶ月間)は、今回落札者と随意契約を締結する。

(3) 業務実施区域

岩美町全域とする。収集場所は、各集落のごみステーション及び排出届提出事業所(別紙 1、2)

(4) 業務実施日数

平成 30 年度ごみ等収集カレンダー(10 地区)のとおり。(別紙 3)

2 業務の実施

(1) 業務実施に要する人員

可燃ごみは、運転手 3 名・作業員 3 名、分別ごみは、運転手 3 名・作業員 2 名 合計 11 名とする。

受託者は、契約後 15 日以内にこの人員を確保し、町に届出なければならない。

(2) ごみ収集車

○受託者において、新車リースまたは新車購入により調達するものとする。(中古車の使用は認めない)

○収集車の種類及び台数は次のとおりとする。

① 押込型回転板式塵芥車 (2 t) 5 台

② 普通ダンプ車 (2 t) 2 台

③ 平ボデー車 (幌付) 1 台

※なお、原動機の最高出力については、①及び②は 150 馬力以上、③は 130 馬力以上とする。

○各自動車の燃料は軽油とする。

○荷台の両側には「ごみはきちんと分別して出しましょう」と、よく分かるように表示すること。

○受託者は、車輛発注前に町と調達車輛を確認のうえ発注し、収集車 8 台分のリース契約書 (購入の場合は購入契約書)、又は発注書の写しを契約後 15 日以内に町へ提出しなければならない。

○収集車 8 台分の新車登録日は、平成 30 年 11 月 1 日とする。

(3) ごみ収集車の使用制限

ごみ収集車輛は、本業務以外の目的には使用しないものとする。ただし、特別の理由により、町と協議し了解を得た場合を除く。

(4) 業務の遂行

受託者は、いかなる場合においても受託者の責任において受託業務を遂行しなければならない。

(5) 車庫及び洗車

ごみ収集車両の車庫及び洗車用設備は、受託者の責任において準備する。

(6) その他

その他業務の実施に必要な器材は、すべて受託者の負担とする。

3 その他

(1) 委託料の支払い

委託契約金額の 1/5 を業務完了月の翌日 10 日に支払うものとする。

なお、12 月分については、前期分(15 日間)をその月の末に支払うものとし、後期分(16 日間)を翌月 10 日に支払うものとする。

ただし、支払日が、土曜日、日曜日、祝日にあたる時は、前日に支払うものとする。

(2) 講習会の受講等

実務者資質向上のための講習会【(一財)日本環境衛生センター主催】を受講すること。

(3) 自動車任意保険

ごみ収集車には、次に示す保証金額以上の自動車任意保険を付さねばならない。

対人無制限・対物無制限・搭乗者無制限・及び車両保険

なお、自動車任意保険証書の写しを 11 月 1 日までに町に提出しなければならない。

(4) 損害補償

業務遂行中の交通事故等その他の損害補償は、すべて受託者の負担とする。

(5) 経過措置

平成 30 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までの 7 ヶ月間は、ごみ収集車を保有している現受託者と随意契約を締結する。

なお、これは 5 年後においても同様とする。